

# 草加商工会議所、獨協大学及び草加市連携事業に関する覚書

- 1 事業名            そうか産学行連携事業（以下「連携事業」という。）
- 2 連携事業者       草加商工会議所、獨協大学及び草加市
- 3 連携事業
  - (1) 地域産業の活性化と地域振興を図るための交流会の開催
  - (2) 地域に根ざした産業振興支援事業の実施（別に定める。）
  - (3) 上記(1)及び(2)以外の地域産業の振興に必要とする事業については、その都度三者（草加商工会議所、獨協大学及び草加市）の協議・合意のもとに推進する。
- 4 委員会の設置  
連携事業の推進のため、草加商工会議所、獨協大学及び草加市の三者協働による「そうか産学行連携事業推進委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。
- 5 委員会の構成
  - (1)委員会は、草加商工会議所、獨協大学及び草加市の委員をもって構成する。
  - (2)委員会は、必要に応じて市民の代表及び有識者等の意見を聞くことができる。
  - (3)委員会の事務は、獨協大学エクステンションセンターが行う。
- 6 事業推進のための支援体制
  - (1) 草加商工会議所  
地区内の商工業の発展に寄与するための事業の実施並びに健全な発展及び育成に関する計画策定等の経営支援事業に係わる施策支援を原則とし、商工会議所が持つ資源（応分の資金負担を含む。）による支援を行う。
  - (2) 獨協大学  
連携事業を推進するために必要な獨協大学が持つ知的資源（応分の資金負担を含む。）による支援を行う。
  - (3) 草加市  
市内産業の活性化と地域振興を図るため、商業、工業及び地場産業の振興に資する連携事業を推進するために必要な行政上の人的及び財政的支援を行う。
- 7 有効期間  
本覚書の有効期間は、締結の日から3年間とする。ただし、連携事業者のうちいずれかからの申出がない限り、さらに1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

8 その他

本覚書の解釈に疑義が生じた場合及び定めのない事項については、草加商工会議所、獨協大学及び草加市の三者が協議のうえ、決定する。

草加商工会議所、獨協大学及び草加市は、市内産業の活性化と地域振興を図るために必要な連携事業の推進のため、各項列記の事項について了承のうえ覚書を取り交わす。

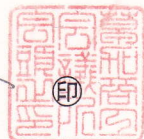
この覚書の成立を証するため、本書3通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、その1通を保有する。

平成16年2月26日

草加市中央二丁目16番10号

草加商工会議所  
会 頭

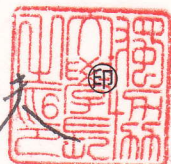
高橋 登



草加市学園町1番1号

学校法人 獨協大学  
学 長

桑原 靖久



草加市高砂一丁目1番1号

草加市  
草加市長

木下 博信

